

一般社団法人神奈川県剣道連盟 会員年会費に関する規則（案）

第 1 条 一般社団法人神奈川県剣道連盟会員規則第 3 条、第 5 条により会員の年会費について定める。

第 2 条 一般会員年会費につき下記のように定める。(単位:円)

区 分	年会費額	内 訳					
		剣道加入者		居合道・杖道加入者			両道加入者納付金
		県納	支部収	県納	支部収	居合・杖	
高校生(同相当年齢)以下	1,000	500	500	500	200	300	300
一 般 (含 大 学 生)	3,000	1,300	1,700	1,300	800	900	900
称 号 保 有 者	5,000	2,000	3,000	2,000	1,500	1,500	1,500

第 3 条 個人会員年会費につき下記のように定める。(単位:円)

高校生(含 相当年齢)	一般(含 大学生)	称号保有者
4,000	6,000	8,000

註 ・中学生以下は対象外とする

第 4 条 当分の間、団体会員年会費は徴収しない。

第 5 条 各支部は別途に支部としての会費を徴収することができる。

第 6 条 上記以外に剣道手帳購入等の費用は別途支払うものとする。

附 則

1 この規則は、一般社団法人登記の日から施行する。(令和 7 年 4 月 1 日施行)